

「薬剤学」誌に掲載された論文および年会要旨などの著作権 利用に関するガイドライン

公益社団法人日本薬剤学会（以下、本学会）は著作権を譲渡された機関誌「薬剤学」、本学会主催の年会、セミナーなどの要旨並びに講習会のテキスト、また本学会のホームページなどに掲載されている一切の著作物の著作権を有する。

本学会が著作権を有する機関誌「薬剤学」に掲載された論文（以下、論文）論文内の本文、図、写真、表、動画など（以下、論文内容の全部及び一部）および記事、本学会主催の年会、セミナーなどの要旨並びに講習会のテキストなどの本文、図、写真、表、動画などの全部及び一部（以下、内容の全部及び一部）、の利用については、以下のガイドラインに従うものとする。

なお、伝承講習会のテキストなど非公開としている著作物は、著者以外の利用を認めない。

1. 本学会への利用許諾手続きが不要の場合（ただし出典を明記する）
 - a. 著作者自身による著作物の再利用
 - ・学会等において論文に関連する内容について口頭発表あるいはポスター発表する場合。
 - ・大学などの講義等の教育目的で利用する場合。
 - ・学位論文で利用する場合。
 - ・著作者が受けた研究助成金等の報告等のために著作物の複製物を転載する場合。
 - ・論文内容の一部を利用（以下、転載）する場合。
 - ・年会、セミナーなどにおいて発表した要旨の電子ファイルを著作者個人、所属機関等のホームページに転載する場合。
 - b. 第三者による著作物の利用（非営利目的）
 - ・学会等における口頭発表あるいはポスター発表において一部を転載する場合。
 - ・学位論文、学術論文等で引用文献として論文内容を転載する場合。
 - ・大学などの講演等、教育目的で論文内容を転載する場合。
2. 本学会への利用許諾手続きが必要な場合
 - a. 第三者による次の著作物への転載（申請先は学術著作権協会とする）

<<https://permission.jaacc.org/>>から手続きすること。

 - ・販促資料や一般書籍、ウェブサイト等への論文内容の転載等。
（原著を翻訳して転載する場合も学術著作権協会が取り扱う）
 - ・ただし、出版物に自身の論文の内容を転載する場合の申請先は本学会事務局とする。
 - b. リポジトリ利用（申請先は本学会事務局とする）

（審査前論文）

 - ・論文投稿後、論文が出版されるまでの間、審査開始前の論文原本（プレプリント）を著作者個人のサイトに掲載することができる。事務局に届け出ること。

(出版論文)

- ・出版後に著作者個人、所属機関等のホームページにウェブサイトからの論文をリンクする場合あるいは電磁ファイルを掲載する場合は本学会事務局にその旨を届け出ること。届け出を持って承認とする。

3. 改変を伴う転載について（申請先は本学会事務局とする）

- ・学会が著者の同意を得て、許可する。
- ・著者が死亡の場合は担当理事が許可・不許可を判断し、学会名で通知する。（ただし、同一性保持権を侵す場合は許可しない）
- ・料金は学術著作権協会の転載と同額＋手数料とする。
- ・著者に徴収料金の20%の原稿料を支払う。

4. 上記のガイドラインに照らして利用許諾手続きが必要か否かを判断できない場合は、本学会事務局に問い合わせること。

5. このガイドラインの改廃は理事会の決議による。

お問い合わせ

公益社団法人日本薬剤学会事務局

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 03-6277-4351

E-mail : secretariat@apstj.jp

学術著作権協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 9 丁目 6-41 03-3475-5618

<https://www.jaacc.org/>

附則 このガイドラインは、2021年9月30日から施行する。

以上